

品川区国民保護計画の変更について

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、武力攻撃事態等および緊急対処事態（大規模テロ）への対処等ならびに平素からの備えに関する計画である。

1 変更の目的

品川区国民保護計画は、平成19年度に策定され、平成24年度に計画が変更された。計画変更後6年が経過し、この間、国の基本指針や都の計画が変更されており、整合を図ることを目的に変更する。

2 主な変更内容

(1) 国の基本指針、都の計画の変更に関する箇所

ア 活用するシステムについて明記

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：エムネット）、全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェイアラート）および安否情報システムの活用について明記

イ 武力攻撃事態等合同対策協議会等について追記

国の現地対策本部長が、国や地方公共団体等の関係機関との情報交換や相互協力を図るために開催する、武力攻撃事態等合同対策協議会および緊急対処事態合同対策協議会について追記

ウ 関係機関の組織名称の修正、追記

(2) 区に関する箇所

区組織名称および区政データの修正

3 今後のスケジュール(案)

平成31年	3月	品川区国民保護協議会で計画変更（案）について説明
平成31年	5月	品川区国民保護協議会に諮問
平成31年	11月	都へ協議
平成32年	1～3月	品川区議会へ計画変更（最終案）を報告 品川区国民保護協議会にて決定